

年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更（案）

平成18年4月1日付厚生労働省発年0401021号認可
変更：平成22年3月31日付厚生労働省発年0331第6号認可
変更：平成 年 月 日付厚生労働省発年 第 号認可

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項及び年金積立金管理運用独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成18年厚生労働省令第60号）第1条の2の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第2条 管理運用法人の業務は、通則法、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号。以下「個別法」という。）及び関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第3条 管理運用法人は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画とする。以下同じ。）によるほか、通則法、個別法及び関係法令に定めるところにより、安全かつ効率的に年金積立金（個別法第3条に規定する年金積立金及び同法第24条第2項に規定する業務上の余裕金をいう。以下同じ。）の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資するものとする。

第4条 管理運用法人は、個別法第18条第1号に定める業務（以下「管理運用業務」という。）の運営に関し、厚生年金保険及び国民年金の関係行政庁との連絡を密にし、これらの制度の運営に関する政府の施策に即応するよう留意するものとする。

第2章 資金等の管理及び運用

（管理及び運用の基本的考え方）

第5条 管理運用法人は、次に掲げる事項を踏まえ、年金積立金の管理及び運用

を行うものとする。

- (1) 年金積立金が厚生年金保険及び国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、長期的な観点から安全かつ効率的に運用を行うこと。
- (2) 長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき年金積立金の管理及び運用を行うとともに、分散投資を行うこと等によりリスク管理を適切に行うこと。
- (3) 年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意すること。
- (4) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。
- (5) 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保すること。
- (6) 年金積立金の管理及び運用に関して、市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、十分な情報公開を行うこと。

2 管理運用法人は、前項に掲げる事項に留意しつつ、次の各号に従い年金積立金の管理運用業務を実施する。

- (1) 管理運用法人は、管理運用業務の実施に当たり、国民年金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第18号）附則第37条第1項の規定に基づき引き受けた公債（以下「財投債」という。）であって満期保有とするものと、年金積立金におけるそれ以外の資金（以下「市場運用資金」という。）を分別して管理するものとする。
- (2) 管理運用法人は、基本ポートフォリオに従い、年金積立金の管理及び運用を行うものとする。
- (3) 管理運用法人は、市場運用資金の管理及び運用を、次に掲げる方法により行うものとする。
 - ア 信託会社（信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。）への単独運用指定信託
 - イ 信託会社への特定運用信託。ただし、金融商品取引業者との投資一任契約により運用するものに限る。
 - ウ 生命保険の保険料の払込み
 - エ 自家運用（信託会社への特定運用信託により管理するものを含む。）
- (4) 管理運用法人は、満期保有する財投債を前号エに掲げる方法により管理するものとする。
- (5) 管理運用法人は、運用受託機関（市場運用資金の管理及び運用を行う信託会社、金融商品取引業者又は生命保険会社のうち、次号に規定する資産管

理機関以外のものをいう。以下同じ。) に対し定期的に資金の管理及び運用状況(金融商品取引業者にあっては運用状況)に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期及び随時に各運用受託機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各運用受託機関に対し必要な指示を行うものとする。

- (6) 管理運用法人は、資産管理機関(管理運用法人又は運用受託機関から運用の指示を受け、専ら資産管理及び管理する国内債券の貸付運用を行う信託会社をいう。以下同じ。) に対し定期的に資金の管理状況(管理する国内債券の貸付運用を行う場合は、貸付運用の状況を含む。)に関する報告を求め、又は随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期及び随時に各資産管理機関とミーティングを行い、これらの報告等を基に各資産管理機関に対し必要な指示を行うものとする。
- (7) 管理運用法人は、運用受託機関の選定については、特別の事情がある場合を除き、運用受託機関が満たすべき要件を定めて公募を実施するものとし、予め定める運用の手法、実績、体制等に関する評価事項及び応募者から提案された運用報酬の水準に基づく総合評価の結果により行うものとする。
- (8) 管理運用法人は、第12条第1項各号に定めるもののほか、前号の要件に該当しなくなった場合その他予め定める基準に該当する場合には、当該運用受託機関との契約を解除するものとする。
- (9) 管理運用法人は、資産管理機関の選定については、特別の事情がある場合を除き、資産管理機関が満たすべき要件を定めて公募を実施するものとし、予め定める資産管理の手法、実績、体制等に関する評価事項及び応募者から提案された管理報酬の水準に基づく総合評価の結果により行うものとする。
- (10) 管理運用法人は、第12条第1項各号に定めるもののほか、前号の要件に該当しなくなった場合その他予め定める基準に該当する場合には、当該資産管理機関との契約を解除するものとする。
- (11) 管理運用法人は、年金積立金の運用の効率化に資するため、個別法第21条第1項第3号イの運用方法による運用対象資産の一部について自ら管理及び運用を行うものとする。
- (12) 管理運用法人は、前号の運用に係る取引先の選定について、適切な基準を定め、これに基づき選定を行うものとする。
- (13) 管理運用法人は、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため、必要に応じて短期借入を行うものとする。
- (14) 管理運用法人は、前号の短期借入に係る取引先の選定について、特別な事情がある場合を除き、適切な基準を定め、これに基づき選定を行うものとする。
- (15) 管理運用業務を実施するに当たっては、十分な調査及び分析に基づくものとし、事業年度ごとに業務の評価を行うものとする。

- 3 管理運用法人の業務の方法については、前二項に掲げるもののほか、中期計画に基づき定める管理運用方針に規定するものとする。

第3章 業務委託の基準

(業務の委託)

第6条 管理運用法人は、業務を効率的に実施するため、的確に行う能力を有する者に業務の一部を委託することができる。

- 2 管理運用法人は、業務の委託をしようとするときは、書面で受託者と委託契約を締結するものとする。
- 3 管理運用法人は、受託者に対して、別に定めるところにより、委託手数料を支払うものとする。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(契約方式)

第7条 管理運用法人は、売買、貸借、請負、その他の契約を締結する場合において、第9条及び第10条に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより、一般競争入札により契約を締結するものとする。

(入札について公告する事項)

第8条 管理運用法人は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告して申込みをさせることにより行うものとする。

- (1) 一般競争入札に付する事項
- (2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 一般競争入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項

(指名競争契約)

第9条 管理運用法人は、第7条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、指名競争入札により契約を締結することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争に加わるべき者が少数で、一般競争入札によることが適当でないと認められるとき
- (2) 一般競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (3) 契約の予定価格が別に定める額より少額であるとき

(随意契約)

第10条 管理運用法人は、第7条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のい

れかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的により一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）によることが適当でないと認められるとき
- (2) 第5条第2項第7号、第9号、第12号及び第14号の規定に基づく選定を行ったとき
- (3) 緊急の必要により競争入札により契約を締結することができないと認められるとき
- (4) 競争入札により契約を締結することが不利と認められるとき
- (5) 契約の予定価格が別に定める額より少額であるとき
- (6) 競争入札を行った場合において、入札者がいないとき
- (7) 競争入札を行った場合において、再度入札を行っても落札者がいないとき

（契約の相手方）

第11条 管理運用法人は、競争入札により契約を締結する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。

2 同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を定めるものとする。

（契約の解除）

第12条 管理運用法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除するものとする。ただし、契約の存続が管理運用法人の利益に適合すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくして契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込みがないとき
- (2) 契約の履行につき不正行為があったとき

2 管理運用法人は、前項の規定により契約を解除した場合は、解除に先立ち相手方に通知した場合を除き、遅滞なく相手方に通知するものとする。

（政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続き）

第13条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続きについては、別に定めるところによる。

（会計規程への委任）

第14条 この章に定めるもののほか、管理運用法人が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。

附 則

この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平22. 4. 1変更）

この変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平25. . 変更）

この変更は、平成25年 月 日から施行する。